

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号38

不利益処分の内容		地盤沈下防止に係る命令
根拠法令及び条項		神奈川県生活環境の保全等に関する条例第86条
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	地盤の沈下が現に発生しているか、または発生するおそれが十分であると認められ、かつ、地下水の採取行為と地盤沈下との間に因果関係があると認められた場合に、揚水施設の設置者に対し、揚水施設の改善、地下水の採取量の減少若しくは採取の停止を命ずる。
	参考事項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係規程集 平成15年度（（社）神奈川県環境保全協議会）
	設定等年月日	平成16年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）